

### 第三章 資 産

**第22条** 資産とは企業が所有または支配する経済資源で貨幣により測定可能なものであり、各種の財産、債権およびその他の権利がこれに属する、

**第23条** 資産は流動資産、長期投資、固定資産、無形資産、繰延資産およびその他資産に分類される。

**第24条** 流動資産とは、1年以内または1年を超える正常営業循環期間内に現金化されまたは消耗される資産をいい、現金および各種の銀行預金、短期投資、未収金、前払金、棚卸資産等がこれに属する。

**第25条** 現金および各種の銀行預金は実際の収入または支出の額により計上する。

**第26条** 短期投資とは随時に現金化でき、保有期間が1年を超えない有価証券および1年を超えないその他の投資をいう。  
有価証券は取得価額で計上しなければならない。  
当期の有価証券から生ずる収益、および有価証券の売却収入と帳簿価額との差額は当期損益に計上する。  
短期投資は財務諸表において、帳簿残高をもって表示しなければならない。

**第27条** 未収金および前払金には、受取手形、売掛金、その他未収入金、前渡金、前払費用等が属する。

未収金および前払金は実際発生金額によって計上しなければならない。

売掛金に対しては貸倒引当金を計上することができる。財務諸表では、貸倒引当金は売掛金から控除する形式で記載する、

各種の未収金および前払金は適時に決済、督促し、定期的取引先の帳簿と照合しなければならない。回収不能と確認された売掛金は、すでに貸倒引当金を計上したものについて、貸倒引当金と相殺し、貸倒引当金が計上されてい

ないものについては、貸倒損失として当期損益に計上しなければならない。

前払費用は受益期間に対応して償却し、未償却残高は財務諸表で区分表示しなければならない。

**第28条** 棚卸資産とは企業が経営過程の中で販売または消耗するために貯蔵した各種の資産をいい、商品、製品、半製品、仕掛品および各種類の材料、燃料、包装用品、消耗品等がこれに属する。

棚卸資産は実際原価で記入しなければならない。予定原価計算法または標準原価計算法を採用する場合、計算期間ごとにその原価差異を振替えて、予定原価または標準原価を実際原価に修正しなければならない。

棚卸資産を払出す時に、企業の実際状況に応じて、先入先出法、総平均法、移動平均法、個別原価法、後入先出法等を選択して実際原価を確定する。

棚卸資産は定期的に実地棚卸を行う。棚卸差損益および陳腐化、変質、破損等の事情が発生し、廃棄処分を必要とする場合には、適時にこれを処分し、当期損益に計上しなければならない。

棚卸資産は財務諸表では実際原価で表示しなければならない。

**第29条** 長期投資とは1年以内に現金化を予定していない投資をいい、株式投資、債券投資およびその他の投資がこれに属する。

株式投資およびその他の投資はそれぞれの状況により、原価法または持分法を採用して処理しなければならない。

債券投資は実際に支払った金額を計上しなければならない。支払った金額に経過利息が含まれる場合、当該金額については区分して計上しなければならない。

割増または割引付きで取得した債券は、実際に支払った金額と券面額との差額について、債券償還期限までに均等償却しなければならない。

債券投資の継続保有分の経過利息相当額、および売却時に回収された元本利息の合計額と債券の帳簿原価および未収利息の合計額との差額については、当期損益に計上しなければならない。

長期投資は財務諸表で項目別に区分表示しなければならない。1年以内に期限が満了する長期投資は流動資産区分に独立項目として表示しなければならない。

**第30条** 固定資産とは耐用年数が1年を超え、単位価額が一定額以上であり、使用過程を通じて当初の物理的形態が保持される資産をいい、建物および構築物、機械設備、運搬設備、工具、器具等がこれに属する。

固定資産は取得価額により計上しなければならない。稼働前の固定資産、または工事決算を済ませていない稼働固定資産にかかわって発生した借入金利息と関連費用および外貨借入金の為替差損益は、固定資産原価に算入しなければならない。それ以後に発生した借入金利息と関連費用および外貨

借入金の為替差損益については、当期損益に計上しなければならない。

贈与された固定資産は同類の資産の時価または関連証憑により価額を確定しなければならない。固定資産を受贈した際に発生する各種費用については、固定資産の取得価額に計上しなければならない。

ファイナンス・リースによる固定資産は自己保有の固定資産に係る方法に準じて会計処理を行うとともに財務諸表に注記しなければならない。

固定資産の減価償却は、取得価額、見積残存価額、見積耐用年数または見積作業量に基づいて、定額法または作業量(生産高比例)法を採用して計算しなければならない。関連規定に合致する場合には、加速減価償却法を採用することもできる。

固定資産の取得価額、減価償却累計額および簿価は財務諸表でそれぞれ区分表示しなければならない。

固定資産の購入、建設またはリフォーム、改築のために発生した実際の支出は、財務諸表で区分表示しなければならない。

固定資産は定期的に棚卸を行い、固定資産の棚卸差損益の純額および廃棄処分損失については当期損益に計上しなければならない。

**第31条** 無形資産とは、企業が長期に使用する物質の実体を持たない資産をいい、特許権、技術ノウハウ、商標権、著作権、土地使用権、営業権等がこれに属する。

購入した無形資産は実際原価により計上しなければならない。投資の受入れにより取得した無形資産は資産評価または契約に定められた価額で計上しなければならない。自ら開発した無形資産は開発過程中に発生した実際の支出額によって計上しなければならない。

無形資産は受益期間で均等償却し、未償却残高を財務諸表に表示しなければならない。

**第32条** 繰延資産とは、全額を当期損益に計上できないもので、それ以降の年度において期間毎に償却する各種の支出をいい、開業費、リース固定資産の改良支出等がこれに属する。

企業が開業準備期間に実際に発生した各種の支出は、関連する資産に計上すべきものを除いて、すべて開業費として計上しなければならない。

開業費は企業が営業活動を開始した後の一定の年数内に期間毎に均等償却しなければならない。

リース固定資産の改良支出については、リース期間内に均等償却しなければならない。

繰延資産の未償却残高は財務諸表に表示しなければならない。

**第33条** その他の資産とは上記各項目以外の資産をいう。

\* 次回は第4章「負債」と第5章「所有者持分」の掲載予定です